

令和元年 8 月 吉日

各 位

盛岡信用金庫

### 外国送金依頼書の事前持込に関するお願い

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性がますます高まり日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。こうした中、当金庫では対策を適切に実施するため、ご依頼いただいた外国送金に関する調査・確認を強化して参ります。

これにより、これまでより調査・確認に時間がかかるため、外国送金依頼書をお持込みいただいた当日中の信金中央金庫への取次ができなくなりますので、**送金希望日の前営業日までに**当金庫本店窓口外国送金依頼書等をお持込みいただきますようお願いいたします。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 取扱変更日

令和元年 8 月 5 日（月）より

##### 2. 外国送金に関する調査・確認事項の内容

- (1) 送金目的（取引の全体像）
- (2) 送金原資
- (3) お客様と送金相手先とのご関係、送金相手先の実態
- (4) 具体的な輸入品目、原産地、船積地（都市名）、船舶名、寄港地等
- (5) お取引内容を確認できる書類（契約書、請求書、輸入許可書、インボイスなど）
- (6) 国内外当局が実施する経済制裁措置に関する事項
- (7) その他、国内外法令に基づき当金庫が必要とする事項

##### 3. お手続きの流れ

受 付 日		翌 営 業 日	
①外国送金依頼書の受付	②お取引内容の調査・確認	③送金実行のご案内と ご来店依頼	④信金中金へ取次

##### 4. お客様へのお願い

- (1) 当金庫からの依頼にご協力いただけない場合や、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、ご送金の内容によってはお取扱いをお断りする場合がございます。
- (2) 為替相場は受付日ではなく、信金中金へ取次する時点での為替相場を適用致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務部事務集中課 担当 長澤・畠山

T E L 019-652-5851（平日 9：00～17：00）